

知事・道議会議員選挙

4月12日(日)

市長・市議会議員選挙

4月26日(日)

投票のできる方

それぞれの選挙で投票できる登録要件が違います。

知事選挙の登録の要件

■年齢要件：平成7年4月13日以前に生まれた方。

■住所要件：平成26年12月25日以前から引き続き赤平市に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

道議選挙の登録の要件

■年齢要件：平成7年4月13日以前に生まれた方。

■住所要件：平成27年1月2日以前から引き続き赤平市に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

※知事・道議選の場合、転出先市区町村に引き続き居住している証明書の提示が必要です。この証明書は、転入転出先市区町村で無料交付されます。なお、道外へ転出した場合は、選挙権がなくなります。

区町村長が発行する「引続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。市区町村の窓口で交付の申請をしてください。

知事・道議の選挙権は道内での転出の回数が1回のみの場合に限られ、道内であっても2回以上転出した場合は投票できません。

※知事・道議選挙とも、投票日前日までに道外へ転出した方は投票できません。

※不在者投票は、郵送のため日数がかかりますので早めにご準備をお願いします。

市外へ転出した方は投票できません。

市外へ転出した方は投票できません。

道内での転出・転入

知事・道議選挙

①赤平市から道内の他市区町村へ転出した場合。

■赤平市に戻って投票日当日または期日前投票する。

■転出先の市区町村で不在者投票する。

②道内の他市区町村から赤平市へ転入した場合。

■前住所に戻って投票日当日または期日前投票する。

■赤平市で不在者投票する。

投票所入場券

知事・道議用と「市長・市議用」の2種類があります。

投票の際に本人であることを確認するために、選挙が告示されたところに郵送されます。記載されている氏名や投票所等を確認の上、投票所にお持ちください。

万一、紛失したときでも投票できますので、投票日当日該当する投票所で、受付係にその旨を申出てください。

期日前・不在者投票

■投票日当日に仕事がある方や、自分の投票区域外でレジャー、買い物、冠婚葬祭等の予定がある方は、期日前・不在者投票ができます。

■期日前投票のときは、投票所入場券の裏面の宣誓書に必要な事項を記入してご持参いただき、受付が早く済みます。

■出稼ぎや旅行等で赤平を離れる方は、赤平市選挙管理委員会または所在地の選挙管理委員会から不在者投票請求書をお願いします。

■赤平市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。郵送のため日数がかかりますので、早めに手続きをしてください。

投票できる期間

知事選挙 3月27日～4月11日
道議選挙 4月4日～4月11日
市長・市議選挙 4月20日～4月25日

右記期間の毎日、午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所

赤平市選挙管理委員会(赤平市コミュニティセンター、市役所併設)、所在地などの選挙管理委員会、指定を受けた病院

院や福祉施設などに入院(所)の方はその施設。

郵便投票

身体に重度の障害のある方で、次に該当する方は郵便による投票ができます。新たにこの制度を利用したい方は、郵便等投票証明書の交付申請が必要です。

身体障害者手帳

■両下肢、体幹、移動機能の障害が1級もしくは2級

■心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級もしくは3級

■免疫、肝臓の障害が1級から3級

戦傷病者手帳

■両下肢、体幹の障害が特別項症

■心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症

■特別項症

介護保険の被保険者証

■要介護状態区分が要介護5

※投票所、投票区、開票などは、4月号に掲載します。

問合せ

赤平市選挙管理委員会事務局
☎32-1846